

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第13号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年9月22日（木） 09時04分ごろ	
発生場所	熊本県上天草市湯島北東方沖 湯島灯台から真方位029° 400m付近 (概位 北緯32° 36.5′ 東経130° 19.9′)	
事故等調査の経過	平成24年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A モーターボート はちまん、3.0トン KM3-60177（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 <sup>きりゅう</sup>輝粒丸、1.4トン KM3-28988（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、二級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	<p>A 軽傷（船長A）</p> <p>B 軽傷（船長B）</p>	
損傷	<p>A 右舷外板に擦過傷、操舵室右舷側窓に破損</p> <p>B 船首部に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長の親族2人を乗せ、機関を中立として船首がほぼ南に向いた状態で魚釣りをしながら漂泊中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、漁場移動のために舵柄を持って約5ノットの速力で東進中、平成23年9月22日09時04分ごろ、湯島北東方沖において、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、腰部及び背部に軽い打撲を負い、船長Bは、唇に切創を負った。</p> <p>船長Aは、釣りに集中していたところ、衝突直前に右舷方に迫ったB船を認め、手を振って大声で叫んだが、A船とB船が衝突した。</p> <p>船長Bは、道具を揚収し終えてから衝突するまで左舷方だけを見ていたので、A船に向かって航行していることに気付かなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、湯島北東方沖において漂泊中、船長Aが、釣りに注意を向け、見張りを行っていなかったことから、衝突直前にB船に気づき、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、湯島北東方沖を東進中、船長Bが、船首方の見張りを行っていなかったことから、A船</p>

	と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、湯島北東方沖において、A船が漂流中、B船が東進中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航走中はもちろん、漂流中においても、適切な見張りを行うこと。